

■資源になるものは分別して、ごみと混ぜない

まずは回収ボックスを設置し

分別して入れることが大切です

分別のポイントは、不用になった直後に分別することです。ほかのごみと混ぜずに最初から分けて保管しておけば、排出するときの作業がスムーズに行えます。



※どうしても資源にならないものだけを、燃やせるごみ、燃やせないごみとして排出してください。

産業廃棄物でも資源物として分別すると受け入れできます

産業廃棄物に区分されるものは、市や天草広域連合のごみ処理施設には持ち込みできません。ただし、産業廃棄物に区分されるものでも次のものは、家庭ごみと同様にきれいに洗って資源物として持ち込むことができます（処理料は無料）。

- ・廃プラスチック…ペットボトル、弁当がら、お菓子の袋などのプラマーク製容器包装
- ・金属くず…空き缶（飲料、菓子缶に限る）
- ・ガラスくず…空きビン（飲料の容器に限る）

※資源物にならないものは、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

ごみ削減に向けた先進的な取り組みの紹介

～みんなで分別を徹底～

天草設備株式会社（佐伊津町）



▲産業廃棄物を材質ごとに分別する保管施設
表示板とサンプルでわかりやすく表示

天草設備株式会社では、ごみを減らそうと、20数年前から工事現場で発生する配管や配線、器具などの撤去した廃材を材質ごとに分別して保管しています。できるものから少しずつ分別品目を増やし現在は29品目に分別しています。

分別するものがひと目でわかるように、区分ごとに廃材のサンプルを表示しています。分別した廃棄物は、リサイクルを行う産業廃棄物処理業者に引き渡してリサイクルされます。

社員教育の一環として、みんなで分別を徹底。新入社員は先輩から指導を受けながら、社員の意識向上にもつながっています。

お店や事務所、工場、官公庁などの事業活動に伴って発生するごみを「事業ごみ」といいます。この「事業ごみ」は、市や天草広域連合が処理するごみの約4割を占めています。搬入される事業ごみの中には、分別すると資源になるものや、処理できないものが搬入されて施設が故障する事態も発生しています。事業ごみについては、市が定めたルール「天草市一般廃棄物処理計画」に基づいて、事業者の責任のもとで減量化、資源化に取り組む必要があります。今号では、事業ごみの分別のしかたについてお知らせします。

■まずは、産業廃棄物と一般廃棄物に区分を…

事業ごみは「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分ける必要があります。

事業ごみの区分

産業廃棄物

廃棄物処理法で定める20種類の廃棄物で、産廃処理業者に依頼してください。

※市や天草広域連合のごみ処理施設で受け入れることができません。

■あらゆる事業活動に伴うもの

すべての業種において、次のものは産業廃棄物になります。

燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん



■特定の事業活動に伴うもの

ある特定の業種から出た次のものは産業廃棄物に該当します。

紙くず、木くず、繊維くず（天然繊維くずのみ）、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体

事業系一般廃棄物

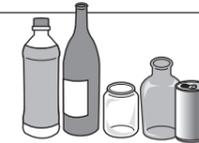
事業系一般廃棄物は、家庭ごみと同様に分別すると市や天草広域連合のごみ処理施設で受け入れることができます。

紙類（段ボール、新聞・チラシ、紙パック、その他）



資源物

従業員が持ち込んで飲食をした空き缶、ビン類、ペットボトル、弁当がら等の資源物



※資源にならないものは受け入れできません。

燃やせるごみ

生ごみ（食べ残し、茶がらなど）
木くず（剪定枝、割りばしなど）
紙くず（リサイクルできない紙）
布類（化学繊維を除く）など



燃やせないごみ

産業廃棄物、資源物、燃やせるごみにも該当せず、市や天草広域連合のごみ処理施設で処理できる物

混ぜればごみ、分ければ資源

事業ごみの分別にご協力ください